

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

平成24年4月2日～平成24年6月30日契約締結分

部局名

四国厚生支局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
建物賃貸借契約(香川別館)	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	シンボルタワー開発株式会社 香川県高松市サンポート2番1号	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	26,515,584	26,515,584	100.00%	0		所見なし
建物賃貸借契約(徳島事務所)	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2丁目6番1号	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	8,056,356	8,056,356	100.00%	0		所見なし
建物賃貸借契約(愛媛事務所)	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2丁目6番1号	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	8,173,536	8,173,536	100.00%	0		所見なし
建物賃貸借契約(高知事務所)	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2丁目6番1号	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	6,764,004	6,764,004	100.00%	0		所見なし
倉庫スペースの賃貸借	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	石丸産業株式会社 香川県高松市朝日町3丁目6番1号	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	2,381,400	2,381,400	100.00%	0		所見なし
ガスクロマトグラフ質量分析装置一式の賃貸借	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	日立キャピタル株式会社高松支店 香川県高松市中央町5番31号	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	2,493,540	2,493,540	100.00%	0		所見なし
カラー複合機保守一式	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	富士ゼロックス四国株式会社 香川県高松市磨屋町8番地1	会計法第29条の3第4項 継続する複数年を前提とした契約のため競争が存在しない。	3,532,483	3,532,483	100.00%	0		所見なし

高速液体クロマトグラフ装置一式の賃貸借	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 坂本 耕一 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同	平成24年4月2日	日立キャピタル株式会社高松支店 香川県高松市古森町3番地1	会計法第29条の3第4項 継続する複数年前提とした契約のため競争が存在しない。	1,524,600	1,524,600	100.00%	0	所見なし
---------------------	---	-----------	----------------------------------	--	-----------	-----------	---------	---	------

※ 別紙様式1から別紙様式4の備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。